

介護保険ガイド

介護保険のサービスとそのサービスを受けるまでの流れについて

【介護保険で利用できるサービスについて】

介護保険で利用できるサービスには、居宅介護(介護予防)と施設入所の2種類があります。

《居宅介護(介護予防)サービスの種類と内容》

訪問介護(ホームヘルプ)	日常生活の介護や家事援助(ヘルパー訪問)
訪問看護	看護師等によって行われる療養上の世話又は診療の補助
居宅療養管理指導	医師や薬剤師等が訪問し、療養上の管理や指導を受ける
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターで機能訓練・食事・入浴等を日帰りで利用
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けることができる
認知症(痴呆)対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症のため介護を必要とする高齢者を5~9人で共同生活を営む住居において介護を行う(要支援2以上の方が対象)
特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム等で介護サービスを受けることができる
福祉用具の貸与	車いす・特殊寝台床ずれ防止用具・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトを貸与
福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費を単年度に10万円を限度として支給(保険給付は9万円が限度)
住宅改修費の支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して上限20万円まで住宅改修費を支給(保険給付は18万円が限度)

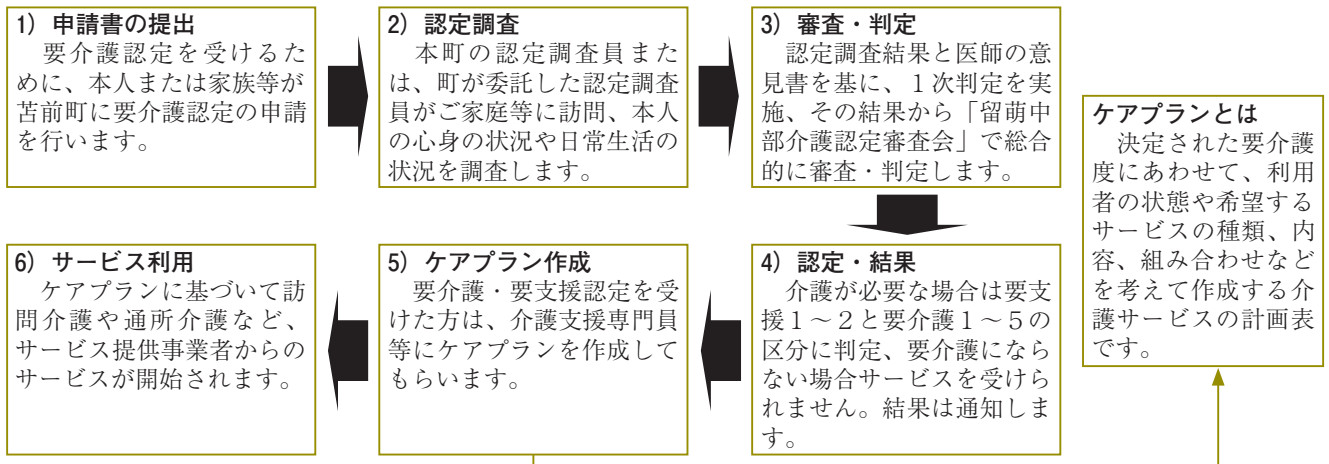
《施設入所サービスの種類と内容》

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けることができる
介護老人保健施設(老人保健施設)	リハビリに重点を置いた介護を必要な方が、医療ケアと介護を受けることができる
介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間にわたり療養や介護が必要な方が利用することができる

【介護保険のサービスを受けるまでの流れについて】

介護保険のサービスを利用するには、苫前町が行う「要介護認定」を受ける必要があります。「要介護認定」とは、どの程度の介護サービスが必要かを判断するための審査で、「要介護認定」の介護度により、介護保険のサービスの受けられる内容や量が異なります。

《手続きの流れ》



お問い合わせ 苫前町町民課しあわせ係 0164-64-2215 (内線227) まで

マイプランをしっかりと

国民年金



国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額(給与から天引きされた金額も該当します)です。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険、厚生年金保険など)は事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができないもので、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合

は、本年一年間(一月一日から十二月三十一日まで)に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要で

平成十七年三月に所得税法等の改正が行われたことにより国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類(控除証明書や領収証書)の添付等が義務付けられました。なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市町村民税の申告を行う場合には、市町村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

社会保険料控除証明書を毎年十一月初旬に送付

このため生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から毎年十一月初旬に送付されますので、大切に保管しておいてください。

証明内容は本年一月から十月一日までに納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も

年内に納付すれば、本年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することができません。

また、年の途中から国民年金に加入した場合など、十月二日以降に今年初めて保険料を納付する方については、平成二十三年中に国民年金保険料を納付した方全員に、翌年二月初旬に同様の証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

国民年金保険料は被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は年末調整等の手続きの際に、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合はご家族分の証明書も申告する必要があります。

過去に滞納などがある方も控除を受けられます

社会保険料控除の対象は本年中に納付した保険料のため、滞納していた保険料や免除を受けていた期間の保険料を納付した場合であっても、年末までに納付した保険料が控除の対象になります。

お問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保

除料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先までお願いいたします。

控除証明書が届かないときは

平成二十三年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

平成24年度入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練期間1年又は2年間)を募集しています。

詳しくは当校又は最寄りの公共職業安定所までお問い合わせ下さい。

北海道障害者職業能力開発校
(☎0125-52-2774)

同級生で写真展を開催

～公民館ロビー展「加藤・川上二人写真展」～



9月1日(木)から15日間の公民館ロビー展の開催に向け、古丹別在住の加藤興一さんと羽幌町の川上正己さんの同級生コンビが写真の展示に励んでいた。町民の皆さんに楽しんでもらえるようにと、加藤さんは「虫」、川上さんは「滝」をテーマに撮影したあわせて約40点を展示・披露した。

「文芸」

(川柳)

菅前川柳社

北の町 あつと言う間の 暑い夏
汗として 仕事の後の 喉に涼
物欲は 涸れず老人 だまされる
誘い合う 心豊かな 過疎の里
風鈴の 誘いに猫と する昼寝

(文責・鎌田)

菅前 小島 信子
菅前 斉数 範章
留萌市 芳賀 敬美
札幌市 関 武
菅前 鎌田 信夫

ノルディックウォーキング教室 ～ウォーキングでもっと健康に！～

体力に自信のない方、足腰に痛みがある方も2本のポールを持つことで、楽に歩行することができるノルディックウォーキング教室を開催します。

日 時：11月13日(土) 9：30～12：00

会 場：苫前町公民館 (ウォーキングコース：古丹別地区)

講 師：NPO法人健康保養ネットワークフィットネスアドバイザー

申込締切
11月7日まで



公民館講座 講師：環境共育事務所うてきあに代表 太田 稔 氏

リンゴの買い方から学ぶあなたのライフスタイル

日 時：10月21日(金) 19：00～21：00

会 場：苫前町公民館

参加料：無料 対象：18歳～40歳

女性から始める地域づくり～女性から見たまちの魅力の発見～

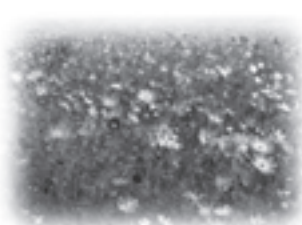
日 時：10月22日(土) 10：00～15：00

会 場：苫前町公民館

参加料：無料 対象：一般住民 (男性も参加できます)

申込締切
10月16日まで

申込締切
10月21日まで



講演「竹鶴政孝と北海道」

10月1日～23日にかけて公民館図書室で開催する「日本のウイスキーの父・竹鶴政孝と北海道展」にあわせ、竹鶴政孝の生涯とウイスキーの豆知識を学ぶことができる講演会を開催します。

日 時：10月22日(土) 13：30～15：00

会 場：苫前町公民館

講 師：アサヒビール(株) 第4代ウイスキーアンバサダー 袁輪陽一郎 氏

特 典：参加者には竹鶴政孝の生涯を綴った文庫本をプレゼント

ウイスキーの試飲も楽しめます *試飲後の運転はご遠慮下さい

申込み：10月20日(木)まで



町民フットサルフェスティバル

日 時 11月12日(土) ①小中学生の部 13：00～ ②一般の部 18：00～

会 場 苫前町スポーツセンター

チーム 5人で1チーム(チーム登録は10人まで可能) 参加料 1人1000円

対 象 ①小中学生の部：小学4年生から中学生 ②一般の部：高校生から一般成人

申込み 所定の申込書に参加料を添えて、10月31日(月)までにお申込ください。

申込書は、スポーツセンター又は苫前町公民館に備え付けてあります。



公民館フェスティバル

皆さんの「学びの成果」が一堂に集まる公民館フェスティバルを次の日程で開催します。楽しい催しがいっぱいありますのでぜひ皆様お誘い合わせのうえお気軽にご参加ください。

期 間 11月3日(木)～6日(日) 【舞台発表】10月30日(日) 開演予定14：00

会 場 苫前町公民館

内 容 町民作品展、長島町作品交流展、子どもの作品展、図書室フェスティバル、人形劇、菊花展創作体験、そのほかにもお楽しみがいっぱい

※「苫前町公民館図書室」臨時閉館のお知らせ

蔵書点検作業実施に伴い、公民館図書室を2日間臨時閉館します。

臨時閉館日：平成23年11月15日(火)・16日(水)

蔵書点検作業実施後、貸出図書の出延滞者には個別通知いたしますので、この機会に返却漏れがないかご確認下さい。

～あなたの学びを応援します～

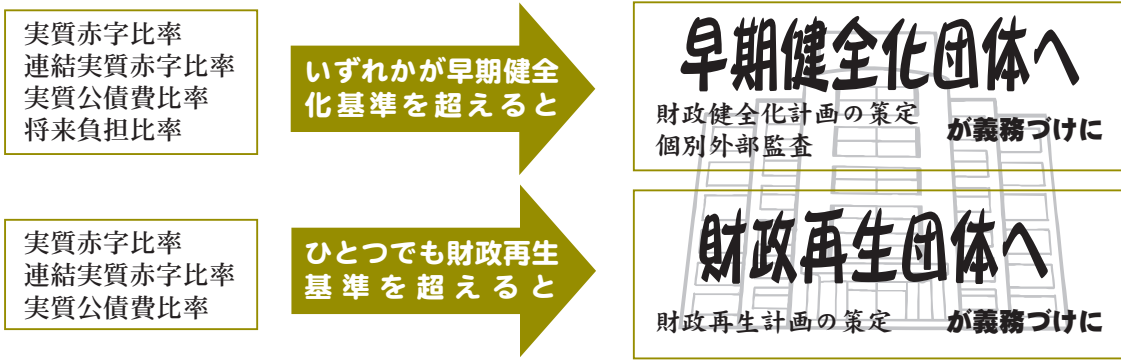
苫前町公民館

電話 65-4076 FAX 65-3220

e-mail shakaikyoiiku@town.tomamae.lg.jp

苫前町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本町の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表いたします。



健全化判断比率 各地方公共団体の財政状況を判断する基準として、次の4つの比率が設けられています。(単位：%)

	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準	(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、健全化判断比率は「-」で表示
	H22比率	前年度比率			
実質赤字比率	—	—	15.00	20.00	
連結実質赤字比率	—	—	20.00	40.00	
実質公債費比率	16.5	19.9	25.0	35.0	
将来負担比率	29.8	60.8	350.0		

【文中の用語解説】

- ・**実質赤字比率** = 一般会計等における実質赤字が標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを表した比率です。
 - ・**連結実質赤字比率** = すべての会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。
 - ・**実質公債費比率(3ヶ年平均)** = 収入のうち、どのくらいの割合を借金返済に充てているかを表した比率です。
- ※ 当該比率が18%以上の市町村が地方債(借金)を借り入れる場合、都道府県知事の許可が必要となります。
- ・**将来負担比率** = 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを表した比率です。

資金不足比率 公営企業ごとの財政状況を判断する基準として設けられたもので、一定の基準を超えると経営健全化計画の策定が義務づけられます。(単位：%)


	(H22) 資金不足比率	(H21) 資金不足比率	経営健全化基準	(注) 資金不足額がない場合、資金不足の比率は「-」で表示
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	—		
風力発電事業特別会計	—	—		

【文中の用語解説】

- ・**資金不足比率** = 公営企業ごとの資金不足(=赤字)がその公営企業の事業規模に対してどのくらいの割合になっているかを表した比率です。

ファイヤー通信

住宅用火災警報器は備えていますか?



住宅火災による死者数
7割は「逃げ遅れ」
半数は「65歳以上」
寝室には
住宅用火災警報器を


秋の火災予防運動実施

「消したはず 決めつけしないで もう一度」

期間 10月15日(土)~31日(月)

給油の際は火を消して!

火が点いたまま給油をしない
ストーブの上に物を置かない、
乾さない。
ストーブの
そばで遊ば
ない



エゾシカ狩猟に伴う入林承認手続き及び安全対策等について

10月1日からエゾシカ狩猟が解禁となることから、留萌南部森林管理署では関係者の猟銃による事故防止のため、国有林に入林する方に対して注意事項を定めていますので、下記のとおりお知らせします。

- 1, エゾシカ狩猟期間 平成23年10月1日～平成24年3月25日
- 2, 狩猟者に狩猟期間中、入林承認証(エゾシカ狩猟)を発行します。(入林承認証がなければ入林できません)
- 3, 承認証は、留萌南部森林管理署本署で発行いたしますので、必ず本人あるいは代理人が直接本署へ入林申請の届け出をして下さい。
- 4, 届け出時に狩猟者登録証等を持参して下さい。
- 5, エゾシカ狩猟期間中は、一般車の入林については禁止します。

留萌南部森林管理署



赤い羽根共同募金運動が始まります

本運動は本年度で65回目を数え、今年は「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに道内各市町村に展開していきます。

寄せられた寄付金の約70パーセントは、募金を集めた地域で使われます。残り30パーセントは都道府県の範囲で使われます。また、大災害が起こった際の備えとして募金額の一部を「災害等準備金」として積み立て、有事の際の災害ボランティア活動支援など被災地を応援するためにも使われています。

○募金活動期間 平成23年10月1日～12月31日

社会福祉法人北海道共同募金会

「森と自然と海鳥を学ぶバスツアー」参加者募集!

留萌振興局では、郷土における100年前のみどり環境の回復を目指した緑化運動の一環として、「森と自然と海鳥を学ぶバスツアー」を開催します。羽幌町で自然を復元する取組を学び、体験してみませんか。留萌合同庁舎からバスを運行します。多くのみなさんの参加をお待ちしております。

- ◆日時 10月16日(日) 9:50～14:00
- ◆集合 苫前町役場前 9:25(到着・解散予定 14:20)
- ◆場所 羽幌町ビオトープ・北海道海鳥センター
- ◆内容 自然復元の取組紹介・体験、海鳥センター見学、自由見学時間に近隣で食事、温泉入浴も可能
- ◆参加料 参加料は無料です。ただし、食事、入浴料は自己負担になります。

定員25名
事前申込み必要
先着順
申込み・問い合わせは下記へ



留萌振興局林務課(☎0164-42-8464)

2011・国際森林年

風力発電の売電状況 (町営風来望3基分)

23年度の実績 21,455,592円
(H23.3～H23.9)

平成23年9月分の実績

・供給電力量 266,240kWh
3,340,646円
(昨年実績 4,080,948円)

10月 町税の納期

今月は、
町 道 民 税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料
の納付月です。
納期内納入にご協力願います。

必ずチェック
最低賃金!

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が改定されました。

北海道最低賃金
時間額 **705円**

平成23年10月6日発効

苫前町の交通事故情報

平成23年9月の事故状況

発生件数 死者数 負傷者数
0件 0人 0人

平成23年9月末までの累計

発生件数 死者数 負傷者数
5件 0人 8人

9月30日現在で **790日**

氏名	年齢	死亡日	住所
辻ヒサエ	85	8月20日	旭
石川ハルエ	99	8月22日	旭
水野和子	82	8月25日	古丹別
横岡ヨ子	97	8月29日	旭
山本美智子	77	9月1日	苫前

戸籍の小箱

○古丹別 石川 兀 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 石川 兀 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様
○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様
○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様	○古丹別 伊藤 勇 様

「厚志」感謝します

古丹別中学校生徒の作品

中学生ギャラリー

中学生ギャラリー

中学生ギャラリー

『手のえんぴつ画』

両方、線や影をはっきりした所が工夫しました。手のしわや指はきれいにできました。



1年
森 拓馬くん



『手のえんぴつ画』

かげに気をつけて書きました。その他にも手のしわなど細かく描けました。



1年
柴田きなりさん



『手のえんぴつ画』

手をにぎった時などに出るかげの部分を使っってうすくした所を工夫しました。



1年
鈴木 逸斗くん



『静物画』

グレープフルーツは上手にできたけど、スイカは黒いので、かげがむずかしかったです。



2年
加納 真夕さん



『静物画』

テーブルクロスやしわや色の明暗がきれいにできたので、よかったです。



2年
加藤みなみさん



『静物画』

光や影などの部分を少しずつ色を変えて、ていねいに色をぬりました。



2年
久保 杏奈さん



『人物画』



3年
奥山 聡士くん
古中ジャージの色をうまく塗れたことと髪の毛を1本1本丁寧に描けたことが良かった。



『人物画』



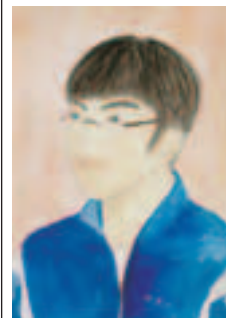
3年
田口 萌乃さん
思ったより上手に描けて良かった。特に髪の毛が上手に描けた。



『人物画』



3年
鈴木 理久くん
まゆげを1本1本ぬるところが大変でした。黒目がうまくできました。かみの毛も難しかった。



新日本海地域交流センター(とままえ温泉ふわつ)の指定管理者を公募します

町が管理する施設で民間の能力を活用、住民サービス向上と経費削減のため、平成18年4月から指定管理者制度を導入、出資法人・公共団体等・民間事業者も議会の議決を経て指定管理者となることが出来ます。

平成24年4月からの協定に向け、次のとおり指定管理者を公募します。

- ◆公募期間 10月3日～11月11日
 - ◆公募施設・担当係 新日本海地域交流センター(企画振興課商工観光係)
 - ◆公募説明会 10月12日(水)14時～ 新日本海地域交流センター
- なお、公募要項等は、苫前町ホームページで公表するほか、公募関係書類は役場企画振興課商工観光係並びに古丹別支所で配布します。
詳細は担当係までお問い合わせ下さい。

ニコニコシール会
からのお知らせ

この度、シールのデザインを変更することになったことから、現在使用しているシールは平成24年3月31日まで使うことができますので、お早めに使用をお願いいたします。

苫前町商工会(☎65-4121)